

平成 30 年度特定高性能農業機械購入助成事業 実施要領

(本要領の位置付け)

第 1 条 この要領は、農林中央金庫が実施する「農業所得増大・地域活性化応援プログラムにおける県域企画応援事業」を活用し、香川県農業協同組合が実施する「特定高性能農業機械購入助成事業」について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 本事業は、規模拡大等によりコスト低減に取り組む農業者等に対し、農業機械導入にかかる費用の一部を助成することにより、その取組みを後押しし、もって農業所得の増大につなげることを目的とする。

(募集期間及び助成枠)

第 3 条 本事業の募集期間は、平成 30 年 7 月 31 日までとする。

(事業内容)

第 4 条

1 事業実施主体

事業実施主体は当組合（以下、「JA」という。）とする。

2 助成対象品目

助成対象品目は、米麦・野菜・果樹・花卉とする。

3 助成総額

助成総額は 35 百万円とする。

4 事業対象者

本事業の対象者は、認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・農業法人・JA 出資法人・3 戸以上の農業者で構成する農業団体等とし、経営が健全な者とする。

ただし、行政・大企業および行政・大企業が出資する法人は助成対象外とする（大企業とは、中小企業基本法における中小企業の基準を超える会社とし、大企業が出資する法人とは、大企業が「筆頭株主」または「出資比率 20%以上」の出資となっている法人をいう。）

5 対象物件

事業対象者が、第 5 条に掲げる取組みのために購入する、JA が定める特定高性能農業機械とし、機種・規格は別表 1 に定める。ただし、農業機械の合計本体価格（税込）は 648 千円以上とし、中古農機は対象外とする。なお、国または地方公共団体等からの補助金を受け、または受ける予定がある物件は対象外とする。

(助成要件)

第5条 助成要件は、次の各項いずれの要件も満たすこととする。なお、面積要件は、取組しようとする品目ごとに設定しているのので、取組品目のみで達成することに留意する。

2 下表の面積要件を3年後までに達成すること。

品目		面積要件 (3年後の延べ作付面積)	備考
米麦		10ha	転作作物含む
野菜	露地	1ha	
	施設	50a	
果樹	露地	30a	
	施設	20a	
花卉	露地	30a	
	施設	20a	

3 次の2つの中のいずれかの成果目標を設定し、3年後までに達成すること。

- (1) 延べ作付面積を10%以上拡大する。
- (2) 販売金額を10%以上増加する。

(助成総額を超過した場合の対応)

第6条 申請額が助成総額を超過した場合、事務取扱要領に定める審査による優先順位により助成を行う。

(助成内容)

第7条 助成金額は、次のとおりとし、事業対象者に対しJAが支払う。なお、助成金額は千円未満を切り捨てる。

(1) JAの組合員

「本体価格(税込)の30%相当額」または「3百万円」のいずれか低い金額

(2) その他

「本体価格(税込)の10%相当額」または「1百万円」のいずれか低い金額

2 1事業対象者あたりの助成回数の上限は、1回とする。なお、1回の申請で複数物件にかかる助成申請を行うことは可とするが、前項の助成額の上限金額を上回らない範囲とする。

(助成手続き)

第8条 事業対象者は、「特定高性能農業機械購入助成事業実施計画書」(様式1)(以下、「実施計画書」という。)を作成し、必要書類を添えてJAあて申請を行う。

- 2 JAは、事業対象者から提出を受けた実施計画書の記載内容や添付資料に不備がないかを確認のうえ受付する。
- 3 JAは、実施計画書の内容を審査のうえ、所定の権限にて助成の可否を決定し、「特定高性能農業機械購入助成事業助成決定通知書」（様式2）により助成決定通知を事業対象者あて連絡する。
- 4 事業対象者は、助成対象物件の購入後（掛け売りの場合は代金決済後）、「特定高性能農業機械購入助成事業助成金支出申請書」（様式3）（以下、「支出申請書」という。）を作成し、購入の証跡となる書類など必要書類を添付のうえ、期日までにJAに支出申請を行う。
- 5 JAは、事業対象者から提出を受けた支出申請書の記載内容や添付書類に不備がないかを確認のうえ受付し、所定の権限にて助成金支出を決定し、事業対象者あて助成金を支出する。

助成金支出日は支出申請書を受付けした翌月末とし、支出方法は指定口座への振込処理とする。なお、支出申請書の最終提出期限は、平成30年12月20日とする。

（機械の管理）

第9条 事業対象者は、農業機械の盗難またはき損に備えるため、農業機械の耐用年数（7年）を経過するまでは、動産総合保険等を対象物件に付保する。

（報告）

第10条

1 年次報告

本事業の助成を受ける事業対象者は、JAに対し、「事業実施状況及び評価結果報告書」（様式4）により、助成物件の利用状況や事業の取組状況等の年次報告を事業実施翌年度の4月に行う。なお、初回報告年月は平成31年4月とする。

JAは、年次報告のとおり営農されているか、助成対象物件が利用されているか、訪問により現地確認を行う。

2 内容変更による報告

事業対象者は、申請内容に変更がある場合、JAに対し「申請内容変更届（特定高性能農業機械購入助成事業）」（様式5）により申請し、承認を受ける。なお、機械のメーカー変更等、大幅な内容変更は認めない。

3 その他報告

事業対象者は、第11条第1項に定める助成金返還事由に抵触した場合には、JAに対し直ちに報告を行う。

（助成金の返還に関する事項）

第11条 JAは、事業対象者が次に掲げる事由のいずれかの場合において、正当な理由

がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、助成金の支払いを中止するか、既に支払った助成金の全部もしくは一部を請求することができる。

- ・ 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき
- ・ 経営を中止した場合
- ・ 助成対象物件が消滅または消失したとき
- ・ 申請書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- ・ J Aの実施する現地確認等への協力を拒んだとき
- ・ 第 10 条に定める報告を怠った場合
- ・ 申請者が暴力団等の反社会的勢力である者または反社会的勢力との関係を有する者だった場合

2 前項の請求を受けた場合、事業対象者は、J Aの指定する期日までに当該助成金を J Aに返還する。

なお、当該期日までに返還されない場合は、J Aは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を受入することができる。

(被災による事業終了に関する事項)

第 12 条 事業対象者は、天災または自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった事業対象物件について、事業対象期間内に処分する場合には、「被災による事業終了手続きについて」(様式 7) により、事業終了に関する承認の申請を行う。なお、処分にあたっては、売却代金に助成率を乗じた額を J Aに返還する。

2 J Aは、前項により事業対象者から申請を受けた場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(調査)

第 13 条 J Aは、本事業の実施に必要と認める場合、現地確認等の調査を行うことができることとし、本事業に適合しないと認められた場合は、事業対象者に改善を指示することができる。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 本事業により入手した事業対象者にかかる個人情報は、J A・中央会・各連合会および全国連が個人情報保護に関する法令を順守し、適切に管理する。

2 当該個人情報は、本事業の円滑な運営のために利用する。

(その他)

第 15 条 JAは、本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 23 日より実施し、平成 30 年 4 月 2 日から遡及適用する。

【別表1】

JA香川県が定める特定高性能農業機械

品目	機種	規格
米麦、野菜	トラクター※1	30ps 以上
	ブームスプレーヤ	自走式
米麦	乗用田植機※1	5条植 以上
	コンバイン※1	本格3条刈 以上
野菜、果樹、花卉	スピードスプレーヤ	自走式
	野菜収穫機	自走式
	野菜定植機	
	出荷調整機	洗浄機、選別機
果樹	果樹用機械	高所作業車、チップパーシュレッダー
施設野菜、施設果樹、施設花卉	施設用トラクター	馬力指定なし
	煙霧機	
米麦、野菜、果樹、花卉	作業機	高性能ロータリ（アッパー、ツーウェイ）、代かきハロー、あぜぬり機、サブソイラ、フレールモア、播種機、肥料散布機、整形機

※ その他、上記の機械と同等の効果が得られる機械がある場合、助成対象の可否を経済部長が判断する。